平成２８年（フ）第３６５７号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
債務者　菊池　英子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６８号
東京都西東京市緑町２丁目11―３
債務者　篠塚　美沙
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町506―401
債務者　織田　崇敬
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２３号
東京都新宿区上落合３丁目32―９―302
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２４号
東京都江戸川区北小岩５丁目31―９―103
債務者　阿部まどか
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２５号
東京都練馬区中村北３丁目21―２
債務者　田中　郁美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２６号
東京都杉並区善福寺１丁目16―23―702
債務者　片平　光信
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２８号
東京都豊島区池袋３丁目９―22―202
債務者　白石　　競
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２９号
東京都板橋区赤塚３丁目29―26―104
債務者　平良　勝美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４２号
東京都足立区竹の塚１丁目41―１―911
債務者　永井　弘行
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４５号
東京都青梅市新町２丁目５―10　リバービレッジＢ　102
債務者　関　　寛幸
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４６号
東京都葛飾区西新小岩５丁目25―10
債務者　野原まり子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７５７号
東京都大田区中央５丁目27―３　あじさいホーム
債務者　守屋　公晴
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７５８号
東京都世田谷区経堂１丁目36―４―220
債務者　池和田なつみ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７６１号
東京都台東区根岸２丁目18―２―605
債務者　佐藤　純弥
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７６４号
東京都江戸川区南葛西２丁目28―12―305
債務者　高橋マリー
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部